

## 朝鮮義勇隊員の事例と日本の侵略に対する抵抗

|       |  |
|-------|--|
| メタデータ | 言語: jpn<br>出版者: 明治大学法律研究所<br>公開日: 2015-05-29<br>キーワード (Ja):<br>キーワード (En):<br>作成者: 笹川, 紀勝<br>メールアドレス:<br>所属: |
| URL   | <a href="http://hdl.handle.net/10291/17256">http://hdl.handle.net/10291/17256</a>                            |

【論 説】

# 朝鮮義勇隊員の事例と日本の侵略に対する抵抗\*

笹 川 紀 勝

## 目 次

はじめに

第 1 項 設問

第 2 項 解答の準備として

第 1 章 李元大に即して

第 1 項 領事館での取調べの様子

第 2 項 スパイと見たとき

第 3 項 領事裁判と軍法会議の裁判権の競合の問題

(1) 陸軍刑法

(2) 陸軍軍法会議法

第 4 項 臨時軍法会議

第 5 項 軍律審判

(1) 統帥権の顕現

(2) 軍法会議と憲兵

第 6 項 韓国併合の影響

第 7 項 有罪判決文の所在不明

第 2 章 金学鉄に即して

第 1 項 憲兵隊に留置の理由

(1) 憲兵隊：石門と北京

(2) 金学鉄と李元大の会話

第 2 項 予審終結決定と判決

第 3 項 刑罰：治安維持法か刑法か

第 3 章 結びに代えて

第 1 項 刑罰の差と共通な抵抗

第 2 項 侵略の事実を前にして

---

\* 本稿は、2013年10月10日の「朝鮮義勇隊創設75周年記念」の学術会議（於ソウル）で発表したものに補筆したものである。

## はじめに

戦前中国において日本の侵略に武力抵抗していた「朝鮮義勇隊」(Korean Volunteers) (1938年10月10日創設)の隊員にかかわる事件について問われたが、それを分析するためのその時代の法制度の知識を十分持ち合わせていない。そこで、以下のように、設問と解答という仕方で試論を展開してみよう。

なお、1942年の「内閣情報部3・13」の「重慶日本語放送」(8日)<sup>(1)</sup>によれば、「朝鮮義勇隊」とは「昨年〔1938年〕10月10日に144人をもって正式に組織されたものである。そして、その隊員は高等教育を受けた知識層の者ばかりでかつて中国軍事学校で軍事教育を受けた抗日軍事知識に秀でている。さらに、内閣情報局による1942年5月23日の「外国宣伝情報」第281号<sup>(2)</sup>は、前日である「成都電台5月22日」重慶発の情報として、「朝鮮革命強化策として全中軍事会議は朝鮮義勇隊を朝鮮独立軍に合流方を命じた」といい、「日支戦争勃発以来朝鮮義勇軍は北支に於て支那軍と相協力闘ひ来つたものでキムヤクサン將軍の指揮下にあった」という。

そのように、朝鮮義勇隊と朝鮮義勇軍とは区別されていることに注意しておきたい。というのは、朝鮮義勇隊の中の重慶の方によらない者たちがやがて上海大韓民国臨時政府に合流するからである。

本稿が扱う朝鮮義勇隊員の事件はかかる日本側の情報収集の中で起きている。言い換えれば、日本側は朝鮮義勇隊の軍事的な行動を必死に把握しようとしていたようである。

## 第1項 設問

1942年頃、中国の石門憲兵隊の「監獄」で再会した2人の朝鮮義勇隊員の内、一人は北京に連れて行かれて銃殺され、もう一人は長崎地方裁判所に連れて行かれて10年の懲役を課された。この違いは法学的にはどう説明するか。

なお、設問に答える際には、以下の参考資料と諸疑問点を参考とせよ。

参考資料〔A〕：金学鉄の証言

李元大烈士が北京で朝鮮義勇隊員を募集する仕事をしている時、柳斌（不確実）という韓

(1) アジア歴史資料センター：Ref. A3024420700, 145.

(2) Ref. A03024829700, 136.

国人が日本領事館に密告し、北京で逮捕された。逮捕された後、日本領事館で審問を受ける時、日本領事が李元大烈士に‘韓国人の中に君のような非常に立派な青年がいる’といって紹介してくれるといった。その人を呼ぶと柳斌が日本警察の衣服を着て入ってきた。彼は日本人に通訳をしながら審問するのを助けた。李元大烈士は日本語を話すことは若干未熟であったが、聞くには問題がなかったので、彼が通訳する話しを全部理解できた。ところが通訳をしながら彼は李元大烈士の対答とは異なった通訳をした。即ち李元大烈士が‘私は事業のため来たので、偵探をするために来たのではない’といったら、彼は偵探するために来たと言いつつ通訳するのを聞いて怒りテーブルの上にあった灰皿を投げ、彼の頭から血が流れた。これを見た日本人が軍事偵探罪で始末されてしまうといった。このような審問を経て石家庄に移送され、石家庄監獄で金学鉄先生と合い、かかることを始めから終りまですべて話したので、金学鉄先生がこのような事実を知ることになった。ある日突然北京に移送する時期が決められ、李元大烈士は小さな紙片に‘我は北京へいく。我の恨みを晴らしてくれ’という文章を書いて用事の子供に託して金学鉄に渡した。その後北京へ移送され、1943年6月17日韓国人金石溪（李元大烈士と共に活動した同僚部下）と共に銃殺刑に処された（金学鉄の証言）。かかる事実は1943年4月金学鉄先生が日本長崎へ押送される前に石家庄にある日本憲兵隊の監獄で会ったという証言と北京で李元大烈士が処刑された時彼の凜凜な氣魄を見た当時日本憲兵隊の朝鮮人通訳官をしていた郭東洙（解放後平壤警察署長になる）が日本軍を脱出し、朝鮮義勇軍になり、この事実を知らせたからわかったことになった（“抗戦別曲”（金学鉄全集7）金勝一訳、中国延辺人民出版社、2012年11月、244頁）。

### 李元大烈士の略史

1938-1941年3月：朝鮮義勇隊の第1支隊、第3支隊に再編され、長江中流地域で活動した後中共軍第9戦区、第3戦区へ配置され、情報収集、捕虜審問、対敵前戦工作に参与する。1941年3月、北上のため洛陽に集結され、部隊は再び4個組で再編された。このとき李元大烈士は1・3混成支隊に編成され、一番始めに黄河を渡して華北地方へ進出した。隊員は李元大を始め総30名であった。北上後、主に太行山地域で遊撃活動を展開する。1942年7月朝鮮義勇軍に改称するまで1年間八路軍太行山軍区第6分区地域で武装闘争を展開した。1943年初、石家庄に住んでいた金石溪と共に義勇隊員を募集するため、石家庄へ行き、逮捕された。（“抗戦別曲”197頁）

### 疑問点

1. 李東哲先生（李元大烈士の子）は、李元大烈士と同行した金石溪が石家庄に住んだ人であるから彼をつれて行って石家庄で逮捕されたのではないかと考える。しかし金海洋先生（金学鉄先生の子）は、朝鮮義勇隊員を募集するなかで逮捕されたから（当時石家庄には韓国人があまりいなかった）、北京で逮捕されたかと主張する（父親の証言）。（2013年4月19日金学鉄先生の子である金海洋の証言）

2. 李元大烈士はなぜ北京で逮捕され、石家庄へ移送されたか、そして再び北京へ移送され処刑されたか、日本の当時の法の執行過程、日本法（日本軍法）の適用方法等に対する

理解を通じてこの問題に対する解決が必要である。

3. 金学鉄の日本での裁判記録を日本人学者が捜して送ってくれたと金海洋がいった、その学者は誰か、この資料をどこで見つけたか。この判決文を捜す必要がある。これは日本国内に裁判記録が残されているという点を証明している。実例として馬徳山（李元大烈士の別の名前）の裁判記録はどこかにはあるはずと信じる。日本あるいは中国（北京、石家庄）のどこかに必ずあるので、今後の調査が必要である。これは李元大烈士の殉国過程を明らかにする重要な証拠であろう。（以上金勝一談）

参考資料〔B〕：金海洋先生が父親金学鉄先生から聞いた話し

金学鉄は上海で尹世胄（朝鮮義勇隊領導者）と合い、惹きつけられて朝鮮義勇隊に加入し、後に胡家庄（村名）戦闘で足に重傷を受け逮捕され、“我は戦争捕虜であるから戦争捕虜として待遇してくれ”と要求する。しかし日本軍は“政治犯”として分類し、死刑を言渡す。李元大烈士も政治犯として分類・処刑される。当時日本軍は黄埔軍官学校（中国広東省所在）卒業者の名单を持っていたから金学鉄の身上を知っていたので死刑を言渡した。ところがなぜ日本へ移送されたか、その理由が分からない。当時李元大烈士は彼に向かって“君は処刑される可能性があまりない”といったが、なぜ、どのような根拠でそのようにいったかわからない。以後金学鉄は石家庄で半年を監獄で過して北京へ移送された。その後、憲兵2名が護送して釜山を経由して長崎に移送された。1942年以前に李元大は石家庄から北京へ移送され、北京で1年監禁され、1943年6月17日処刑される（死刑が執行されたという通知文がある）。

金学鉄は胡家庄戦闘で重傷をうけ、1941年12月捕虜になり、石家庄へ移送され、死刑を言渡されたが、政治犯に分類され、北京へふたたび移送され、後に釜山を経由し1942年に長崎へ移送され、重傷をうけた金学鉄に“天皇陛下を讃揚する文章を書けば治療してやる”と懐柔したが、最後まで治療を受けなかったのが、後に足を切断することになる。そこで治安維持法によって10年の懲役刑を言渡されるが、4年半服役する内に解放され、祖国へもどる、1953年中国延辺へ行って居住。（2013年4月19日金学鉄先生の子である金海洋の証言、金勝一訳）

疑問点

1. なぜ死刑の言渡を受けたか。
2. なぜ北京で逮捕されたのに石家庄へ行って判決を受け、再び北京へ移送され、最終的には長崎へ移送されたか？
3. どのような理由で10年の刑を言渡されたか？（金勝一談）

## 第2項 解答の準備として

設問に答えるのは容易ではない。というのは、戦後の日本の法史学研究には戦前

の軍隊に関する事件を法体系的に論じる学問的蓄積が十分あるわけではないからである。その理由として、過去の軍隊の法制度を今日研究する実際的な必要がないからといえればそれまでであろう。ところが、日本の侵略を受けた韓国人には、その侵略はまだ完全に過去の出来事になっていない。そのために、その子孫から本稿で扱う事例におけるような疑問が提起されている。そこで、侵略に対する抵抗権の研究自体は別として、ここでは限られた仕方であるが応える努力をしてみよう。その際扱うべき論点を具体化するためにいくつか述べておこう。

第1に、朝鮮人は、設問の時代には日本国家からは日本人として扱われていて、その朝鮮人が中国において日本軍に武力抵抗していた、この錯綜した状況をまず認識する必要がある。第2に、設問において、二つの類似した事件が異なった結論に至った理由を法学的に説明するように求められているが、先行研究自体とぼしいので、それに導かれて論点を絞ることは出来ない。第3に、解答者は、参考文献〔A〕と〔B〕や諸疑問を利用しながら解答を考えてみたいが、その際論点は複雑多岐にわたると想像されるので、本稿ではその中のいくつかに的を絞って試論を述べるにとどまる。

なお、大村益夫はその著書<sup>(3)</sup>のなかで、金学鉄の生い立ちや李元大のことを述べている。これは貴重な先行研究である。

## 第1章 李元大に即して

### 第1項 領事館での取調べの様子

李元大は馬徳山・弘文徳ともいわれ、一緒に逮捕された人は金石溪といわれる（銃殺されたかどうかはここでは立ち入らない）。

では李元大はいつどのようにどこで逮捕されたか。

参考資料〔A〕によると、李元大は北京で朝鮮義勇隊員の募集活動の時に、柳斌

---

(3) 大村益夫『中国朝鮮族文学の歴史と展開』緑蔭書房、2003年（＝大村『中国朝鮮族文学』）327頁以下参照。

(?)<sup>(4)</sup>という韓国人が日本領事館<sup>(5)</sup>に密告して北京で逮捕された。そして、日本領事館の取調の時に柳斌が通訳をした。しかし、李元大は「事業のために〔北京に〕来たので、偵探をするために来たのではない」といったところ、柳斌は「偵探するために来た」と通訳した。そこで、李元大は柳斌に腹を立て灰皿を投げて怪我を負わせた。このことを見た日本人(領事)は「軍事偵探罪」で処罰されると理解した。なお、「偵探」は中国語であり、日本語では「探偵、スパイ」に当る。そうすると、領事が李元大は「軍事偵探罪」すなわち軍事スパイ罪で処罰されると理解したことの意味を問わなければならない。

ところで、大村『中国朝鮮族文学』によると、石門において李元大と金石溪と金学鉄は顔を合わせて話しあっている。その中で李元大と金石溪が逮捕された経緯について金学鉄によって次のようにいわれている。李元大と金石溪は「情報をさぐりに来てつかまった」、「八路軍につかまってそこで思想が変わった。今度は八路軍のために密偵をしようとして平服に着替え、もう自分は八路軍から脱走してきたと日本軍に自首してきた。信用させてから八路軍に情報を流した。ところがこれがばれた。日本の特務機関でも怪しく思ったのだろう。密偵は銃殺だ。」<sup>(6)</sup>

そうすると、参考資料〔A〕と大村『中国朝鮮族文学』とでは、北京総領事館への密告を引き金にして、李元大の逮捕原因は偵探すなわち密偵・スパイかどうか争点となっている。したがって、これらの資料は一致して逮捕原因を偵探すなわちスパイに見ている。

## 第2項 スパイと見たとき

領事のように、事件の核心を軍事スパイに見ると李元大はどのように取り扱われるか。

当時、中国の各地に領事館が存在した<sup>(7)</sup>。領事は、滞在国の裁判権から在留邦

(4) 大村『中国朝鮮族文学』367頁では、柳斌は「シン・ヨンスン」といわれている。

(5) 参考資料では北京の「日本領事館」とあるが、正確には「北京総領事館」である。

(6) 大村『中国朝鮮族文学』366頁。

(7) 外務省百年編纂委員会『外務省の百年』下、原書房、1969年1391-1396頁参照。田中重光『大日本帝国の領事館建築—中国・満州24の領事館と建築家』相模書房、2007年46頁は、「日本の中国進出の起点として明治初期1871(明治4)年の日清修好条規に基いて」中国各地に領事館が開設されたという。そして、領事館には本館、事務所、官舎そして「監獄」が連なっていたという(49頁)。

人を保護する重要な目的を持っているだけでなく、在留邦人の行為に国内法を適用する裁判所でもあった<sup>(8)</sup>。したがって、李元大が日本の領事の審問を受けた場合には、韓国併合によって朝鮮人は日本人とみなされていたから、彼は通常の犯罪を犯しているかどうかの問題であったわけである。

しかしながら、領事は「軍事」スパイ罪と認識したため自らは予審をする気がないように見える。もしそうなら、ことはどのように展開するだろうか。参考資料〔A〕では領事のかかわりがあるが、その他のかかわりは現われていない。しかしながら、考えられるものは軍法会議である。というのは、『特高月報』には、1942〔昭和17〕年8月作成の「在支不逞鮮人団体組織系統表」と題する「在上海日本大使館司政部警務課調」による一覧表がある（同月報、1943年1月号95頁）。ここに見える「上海日本大使館」は実在しない。特高月報の誤植と思われる。存在したのは「上海総領事館」である。そして、この一覧表の中に、朝鮮義勇隊華北支隊員氏名が複数あり、そこに死亡したものや検挙されたものなどの氏名がある。しかも「金石溪、馬徳山=検挙、北京軍法会議ニ於テ審理中」という記事がある。この記事と1943年6月17日の銃殺に関する郭東洙の連絡（参考資料〔A〕）を考慮すると、軍法会議の判決文が見つからないとしても、李元大は民間人のスパイ罪に対する臨時軍法会議の権限のゆえに、スパイ罪で有罪の判決を受けて銃殺されたといえる。この特高月報の記事は、本稿には判決のごとき重みがある。そして、韓

---

本解答の便宜上、領事館創設を単純に順番に掲記し、上海以後は略する。すなわち、張家口総領事館、大同領事館、厚和領事館、包頭領事館、北京総領事館、天津総領事館、塘沽領事館、唐山領事館、山海関領事館、石門総領事館、上海総領事館等。

(8) 明治憲法第60条は「特別裁判所ノ管轄ニ属スヘキモノハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム」といい、その特別裁判所とは、美濃部達吉『憲法撮要』1929年（第4版）498-500頁によると軍法会議と領事官である。美濃部『逐条憲法精義』1931年606-607頁によると、特許局審判官も該当するといわれる。そして、美濃部は詳しく領事に関する法律を解説している。すなわち、領事官は「領事官ノ職務ニ関スル法律」（明治32年3月法律第70号、『官報』第4712号353頁）にしたがって民事刑事の裁判権を取扱う。以下同法を「領事官法」と呼ぶ。さて、その職務は第一審として地方裁判所及び区裁判所のそれに相当するが（同第7条）、死刑、無期、又は懲役1年以上もしくは禁錮に該当する罪については領事官は予審のみ行い、公判は出来ない（同第8条）。公判に関する場合、長崎地方裁判所が管轄する（同第9条）。その後日本の中国侵略に従い、満州では関東庁地方法院、間島では朝鮮総督府清津地方法院、南部支那では台湾総督府台北地方法院が公判を行なうようになった。したがって、本文で叙述するが、金学鉄の裁判が長崎地方裁判所に移送される機会があったことがこの領事官法で示される。



国の戸籍簿には、馬徳山、弘文徳ともいわれる李元大に関して、「昭和 18 年 6 月 17 日午前 5 時中華民国北京内壘区東昌胡同壘号ニ於テ死亡小長谷亮作報告同日在北京総領事北澤直吉受付報告書謄本同年 8 月 11 日送付」の記載がある。小長谷亮作は当時北京総領事館警察署長である<sup>(9)</sup>。

こうしてみると、以下李元大にかかわる当時の法制史的事実としては陸軍軍法会議法が検討されるべきである。

そうであれば、事件は、領事の扱う通常の犯罪ではなく軍法会議の扱う陸軍刑法の犯罪にかかわる。というのは、軍法会議が陸軍軍法会議法第 1 条によって主に陸軍軍人などの犯罪に付き裁判権を有するので、かかる犯罪は領事裁判権の対象ではないと解されるからである。こういえば、ここには同一事件を裁判する二つの裁判権の競合の問題は生じていない。しかしながら、ことはそれほど単純ではない。軍人が陸軍刑法の犯罪と共に法律上一般刑罰法の罪をも犯した場合、軍法会議がそうした陸軍刑法の罪と一般刑罰法の罪とを「併せて審判スル」権能を有する、と同時に、軍法会議以外の裁判機関もまた一般刑罰法の罪を審理する権能を有する。それゆえに、軍法会議と通常裁判所・「外地ノ裁判所」との間に競合が起きている<sup>(10)</sup>。本稿では「外地ノ裁判所」を「領事裁判権」（領事官法第 6 条）を行使する領事裁判所と解する。たしかに、こういう競合を解決するために「刑事交渉法」（1921〔大正 10〕年法律第 92 号）<sup>(11)</sup>が存在した。同法でも学説でも「先著手優先」<sup>チヤク</sup>がとられていた（同第 5 条）。しかし論理必然の解決はなく、結局二つの裁判機関の「協定成立」すなわち協議が問題を解決したに過ぎないように見える<sup>(12)</sup>。

(9) 履歴を見ると、小長谷亮作は、1892 年静岡県で生まれ、1925 年憲兵特務曹長、1932 年憲兵少尉、同年外務省警部、1937 年外務省警部の時に 5 年で叙従 7 位から叙正 7 位になり大東亜省警視となる（Ref. A11114486200; A04018677200）。李元大の死亡を総領事館に報告したときは北京総領事館警察署長（外務省警視）である（Ref. B02032147800）。敗戦時には、広東総領事館警察署長（大東亜省警視）であり（Ref. B12080983900）、中華民国管轄の広東裁判で戦犯として調べられ不起訴になったらしい（インターネット：広東裁判）。

(10) 菅野保之『陸軍軍法会議法原論』上巻、松華堂、1941 年（＝菅野『軍法会議法』）113-114 頁。

(11) 刑事交渉法、1921〔大正 10〕年法律第 92 号、『官報』号外 1921〔大正 10〕年 4 月 26 日 39 頁。

(12) 菅野『軍法会議法』115 頁。藤井全之講述・憲兵練習所学友会編纂『陸軍軍法会議法講義』大学書房、1929/1927 年（＝藤井『軍法会議法講義』）32-33 頁。日高巴雄『軍法会議法』日本評論社、1942/1940 年（＝日高）22 頁。田崎治久著花井卓蔵校閲『陸軍軍法

### 第3項 領事裁判と軍法会議の裁判権の競合の問題

そこで競合の議論を手がかりに問題点に立ち入って検討していこう。本稿で問題になるのは、一つには、領事裁判と軍法会議の競合であるが、日高によるなら軍法会議法は一種の裁判所構成法であるから、二つの裁判所構成法の競合の問題でもある<sup>(13)</sup>。そこで、領事裁判が一般刑法の犯罪にかかわって民間人を対象に裁判を行うことは当然として、軍法会議が陸軍刑法の犯罪にかかわって軍人ではなく民間人に裁判権を行使する可能性があることも考慮しなければならない。そうすると、そもそも軍法会議の扱う陸軍刑法が民間人を対象にすることがあるのかどうか、そもそも軍法会議はどういうものかについて考慮することが必要である。そのために、陸軍刑法と陸軍軍法会議法とに分けて以下順に検討しておこう。

#### (1) 陸軍刑法

朝鮮人が日本人として扱われるとしても、その人が民間人であって軍人でない場合、そもそも陸軍刑法は適用されないのではないかという疑問がある。そこで陸軍刑法（1908〔明治41〕年法律46号）に即して考えてみよう。

同法第1条によれば、「本法ハ陸軍軍人ニシテ罪ヲ犯シタル者ニ之ヲ適用ス」といわれるように明確に陸軍軍人に適用される。ところが、陸軍軍人への適用の原則の例外が同第2条に定められている。すなわち、「陸軍軍人ニ非」ざる人が同第2条第1号から6号までの罪（哨兵への暴行脅迫罪、哨兵への侮辱罪、軍用物などの損壊罪、戦地における財物奪取・婦女強姦罪、俘虜を逃走させる罪、在郷軍人召集忌避・造言飛語罪）を犯した場合には同法はその人に適用される。それではその「陸軍軍人ニ非」ざる人とはどのように解釈されていたか。引地は「内国人ナルト外国人ナルトヲ問ハズ例ハバ観戦武官ノ如キ者」も含むという<sup>(14)</sup>。したがって、

---

会議法注解 軍事警察雑誌社、1921年（＝田崎）22頁は「衝突」すなわち裁判権の競合の時は「先著手」で別に差し支えないという。

(13) 日高3頁。菅野『軍法会議法』15頁は軍法会議法を「手続法」「訴訟法規」と捉える。

(14) 引地虎治郎『改正陸軍刑法講義』川流堂、1909年8月（＝「引地」）4頁。田家秀樹『陸軍刑法注解』小林川流堂、1912年12頁は、「陸軍軍人に非ずと雖」とは外国人を含めて「軍人以外の者は何人でも」という意味であるという。ただし、菅野保之『陸軍刑法原論』増訂版（4版）、松華堂書店、1943年（＝菅野『陸軍刑法原論』）31-32頁は、陸軍刑法の対人的効力にかかわって、外国の外交官・外国の軍隊の所屬員などを刑罰法規の適用より除外することに関して、「一旦其ノ地位ヲ離レタルトキ」は訴追は妨げないと主張し

朝鮮人は「内国人」だから含まれる。しかしながら、李元大の疑われているスパイ罪はこの第 2 条各号の犯罪には含まれていないから、彼はこの「内国人」には当てはまらない。

ところが、陸軍刑法第 4 条は次のようにいう。第 1 項「帝国軍ノ占領地ニ於テ陸軍軍人刑法又ハ他ノ法令ノ罪ヲ犯シタルトキハ之ヲ帝国内ニ於テ犯シタルモノト看做ス」。第 2 項「陸軍軍人ニ非スト雖帝国臣民、従軍外国人及俘虜ノ犯シタルトキ亦前項ニ同シ」。この第 1 項は帝国軍の「占領地」を前提とする。そして、その占領地において帝国軍人が「刑法又ハ他ノ法令ノ罪」を犯したときには帝国内に於て犯したものとみなすといひ、第 2 項は、「陸軍軍人ニ非」ざる「帝国臣民」が占領地において「刑法又ハ他ノ法令ノ罪」を犯したときにも第 1 項と同様にみなすというから、李元大は第 2 項の「帝国臣民」とみなされ「刑法又ハ他ノ法令ノ罪」を犯したと判断されるに違いない。しかし、なぜそういえるのかという疑問は消えない。

引地によると<sup>(15)</sup>、その理由に相当するものは次のようであろう。すなわち、「占領地」は、「軍ノ威力ヲ以テ作戦ノ目的ヲ達スル為メ有効確實ニ占領スル土地」であって、「占領ハ権利ニアラズシテ事実」であり、占領国の主権を拡張するものではなく単に占領地を「自己ノ権力ノ下ニ置キタル事実」である。そして、占領目的の達成のために占領地を「静粛ニ治メザル可ラズ」。帝国臣民が罪を犯すも無制裁なるときは占領の目的を達することは出来ないからである。「故ニ軍ノ組成分子ハ勿論帝国臣民モ其地域内ニ在ル者ハ帝国内ニ於ケルト同ジク普通刑法又ハ他ノ法令ノ罪ニ触ル、行為アルトキハ之ニ対シテ制裁ヲ加ヘザル可ラズ」。

さらに、選良社編輯部編は、「帝国外」において犯した罪に関して刑法第 2 条乃至第 4 条の列挙したその適用範囲（皇室に対する罪、内乱に関する罪、外患に関する罪等々）が陸軍刑法第 4 条によって拡大を受けていることを指摘している<sup>(16)</sup>。すなわち、「占領地ノ如キハ軍紀ノ厳肅ヲ維持シ其地ノ民心ヲ害セス以テ占領地ノ静粛ヲ計ル必要上普通刑法第 2 条乃至第 4 条ニ列挙シタル罪ノミヲ処罰シテ足レリト為スコト能ハス」。その例として<sup>(17)</sup>、普通刑法第 65 条の適用を受ける陸軍軍人の身分を持つ者の犯罪行為に「加功シタル<sup>ジョウジン</sup>常人」すなわち共犯者は、「帝国外」

ている。

(15) 引地 7-9 頁。

(16) 選良社編輯部編『陸軍刑法及軍法会議法』選良社、1922 年（＝「選良社編輯部編」）11 頁。

(17) 選良社編輯部編 8-9 頁。

では陸軍刑法第2条の狭く犯罪対象となるように記載された者に包含されないが、しかし、同第4条によって帝国内に於て犯したとみなされる<sup>(18)</sup>。

菅野は、「領事裁判権ヲ行フ地域ニ於ケル犯罪」を、「広義ノ帝国内ニ属セズシテ而モ之ヨリモ範圍ノ小ナル狭義ノ帝国内ト同視セラレ刑法ノ適用セラルル区域」におけるものと捉えて<sup>(19)</sup>、領事裁判権を行う地域の犯罪に関する大審院の判決を紹介する。すなわち、1923〔大正12〕年3月5日の大審院の判決<sup>(20)</sup>である。支那〔中国〕共和国天津租界において、帝国臣民である被告人が、一戸を借りて商館を装いその建物の中で支那人多数にトランプその他による賭博開帳の行為を行なった。第一審は天津日本総領事館であり、第二審は長崎地方裁判所である。

上告理由によると、被告は、刑法第1条は帝国内に於て罪を犯した場合か帝国外であっても帝国の船舶内に於て罪を犯した場合に処罰すべきとしていて、刑法第2条第3条は帝国外に於て犯した罪を処罰すべき場合を列挙しているが、そこには賭博罪を処罰する刑法第185条第186条は除外されているから、被告の行為は刑法上処罰すべき行為にあらざり無罪であると主張した。

(18) 陸軍刑法の場所に関する効力の問題に関して学説上は諸説ある（属地主義、属人主義、保護主義、世界主義）。参照湯原綱『陸軍刑法講義』大学書房、1926年48頁以下。中山庸次郎述『陸軍刑法講義案』（ガリ版による和綴じ本、出版年出版社不記載）29頁左-36頁右参照。そして、同34頁右-35頁右は、日本の陸軍刑法がドイツ軍刑法を襲用したといい、「独逸国法ノ罪ヲ犯シタル者ハ内国人ト外国人ナルトヲ問ハス之ヲ独逸国内ニ於テ犯シタルモノト看做ス」という。しかも、この「罪」は *strafbare Handlung* であって直訳すれば「罰スヘキ行為」をいい「独り軍刑法ノ罪ノミナラス総て刑罰法規ノ罪ヲ指称シタルモノ」であって、「所謂『罪』ナルモノハ軍刑法ノ罪ナルト将タ普通ノ刑罰法ノ罪ナルトヲ問ハサルモノ」である。しかし、中山は、ドイツ法は「占領地ノ文化ノ程度如何ニ依リ情ヲ得サルコトアルヘキハ論ナシ」として、日本の陸軍刑法はドイツ法をそのまま採用せずとして、同32頁右-左は、占領地における「彼我ノ法則慣例等ヲ参酌シテ軍令ヲ施キ以テ寛嚴宜シキニ適セシム」になったという。しかし、この「参酌」は「占領地ノ住民」には当てはまるかもしれないが、「陸軍刑法ノ罪ハ其ノ行ハレタル場所カ帝国ノ内タルト将タ外ナルトヲ問ハス亦其ノ人ノ如何ニ論ナク広ク処罰スル」点では変わるものではない。それゆえに、中山の主張は、帝国臣民としての民間人すなわち朝鮮人に同法が適用されたことの説明に影響を与えることはないといわなければならない。なお、岡村峻児著憲兵練習所学友会編『陸軍刑法講義』青木栄、1929年91頁は、陸軍刑法第1条より第4条の規定が、刑の範囲を「拡張」したととらえ、それによって「事ニ当ル者ヲシテ其ノ範圍内ニ於テ自由判断ヲ為スノ余地ヲ有セシメ以テ成ルヘク罪刑ノ權衡ヲ保タシメンコトヲ努メタリ」と解説する。罪刑法定主義が貫かれなくなる。

(19) 菅野『陸軍刑法』40頁。

(20) 賭博開帳被告事件、1923〔大正12〕年3月5日第二刑事部判決、大審院刑事判例集第2巻173-177頁。

それに対して、大審院は、犯罪の場所は帝国領事裁判権の行なわれる地域内に属し、「帝国臣民ニ対シテハ其ノ犯罪ニ関シテ内地ト同シク之ニ刑法ノ適用アルモノ」であり、刑法第 2 条第 3 条は「帝国外ニ於テ叙上ノ領事裁判権ノ行ハルル地域以外ノ地ニ於ケル犯罪ニ関シ其ノ適用アルニ過キス」といい、原判決は正当であるといった。

そうすると、大審院の判決は、占領地における一般刑罰法の犯罪を対象にしていて、「軍紀ノ厳肅ヲ維持シ其地ノ民心ヲ害セス以テ占領地ノ静肅ヲ計ル必要」（選良社編輯部）のある陸軍刑法の犯罪を対象としていないことを明らかにするのに役立つ。とするならば、軍紀の厳肅維持の必要を前提としている陸軍刑法第 4 条第 2 項の帝国臣民であると李元大は見られていることが明らかになる。そこで、振り返ってみると、領事が李元大の行為を一般刑罰法によって裁判する可能性はあったが、しかしながら、領事は、安寧保持の必要あるいは軍紀の厳肅維持の必要がいわれるとすれば、おそらく軍法会議が李元大を裁判することを認めざるを得なかったに相違ない。そうであれば、軍法会議が軍事スパイ罪で裁判する道筋が見えてくる。

それだけでなく、李元大の間われているスパイ罪は二つの刑罰法令にかかわる。すなわち、陸軍刑法第 25 条以下は「叛乱ノ罪」を規定していて、スパイ罪に相当するものは同第 27 条第 29 条に該当すると見られる。すなわち、同第 27 条は「左ニ記載シタル行為ヲ為シタル者ハ死刑ニ処ス」といい、その行為の一つが第 2 号「敵国ノ為ニ間諜ヲ為シ又ハ敵国ノ間諜ヲ幫助スルコト」、同第 29 条は「前 2 条ニ記載シタル以外ノ方法ヲ以テ敵国ニ軍事上ノ利益ヲ与ヘ又ハ帝国ノ軍事上ノ利益ヲ害シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ 5 年以上ノ懲役ニ処ス」という。他方、刑法第 85 条は「帝国ノ為メニ間諜ヲ為シ又ハ敵国ノ間諜ヲ幫助シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ 5 年以上ノ懲役ニ処ス」という。したがって、領事から見ると、刑法のスパイ罪すなわち間諜の罪と陸軍刑法のそれと二つあってどちらも選択されうるだろう。

## (2) 陸軍軍法会議法

陸軍軍法会議法（1921〔大正 10〕年法律 85 号）第 1 条は軍法会議の裁判権の人的範囲をなにより犯罪を犯した陸軍軍人としている。この「身分に基く」裁判権は、陸軍の現役にある者のような「一定の身分即ち軍に於ける一定の地位又は軍との間に存する一定の関係を標準とした裁判権」といわれる<sup>(21)</sup>。制服着用中の在郷

(21) 日高 16 頁。

軍人の犯罪のような「事物に基く」裁判権もある。さらに、「場所に基く」裁判権もある。それは「特定の地域を標準とした裁判権」をいい、「特定の地域は戦時事変に際し生ずる」から、身分にかかわる場合と事物にかかわる場合とがある。かかる場合以外の者すなわち「所謂常人」が服する裁判権がある。したがって、その常人が「特定の地域内に」あつて犯罪を犯した場合、「戦時事変に際し軍の安寧を保持する」必要から軍法会議の裁判を受けることになる。そして、「軍の安寧を保持する為の必要の有無は、裁判権の有無を定むべき事実問題であるから、軍法会議の職権を以て決すべきものである」<sup>(22)</sup>といわれるので、常人とは「陸軍ノ規律統制ノ外ニ在ル一切ノ者ヲ謂フ」としても、「法定ノ条件具ハル以上」は軍法会議法「第4条乃至第6条ノ適用ヲ受ケ等シク陸軍軍法会議ノ裁判権ニ服スヘキモノ」と解されている<sup>(23)</sup>。

言い換えれば、たしかに、陸軍軍法会議法第6条は「軍法会議ハ戦時事変ニ際シ軍ノ安寧ヲ保持スル為必要アルトキハ第1条ニ記載シタル以外ノ者ニ対シ犯罪ニ付裁判権ヲ行フコトヲ得」という。そうすると、この第6条が定める第1条記載以外の「者」に裁判権を有するというときのこの「者」とは常人であつて、「陸軍ノ規律統制ノ外ニ在ル」はずなのだが、犯罪に関して軍法会議の安寧保持の必要に基く自由裁量の下に置かれて<sup>(24)</sup>、「陸軍ノ規律統制ノ外ニ在ル」ことはあり得ないのである<sup>(25)</sup>。この必要が出てくると、領事裁判権は引きさがり軍法会議が前面に

(22) 日高 20 頁。

(23) 藤井『陸軍軍法会議法講義』28-29 頁。

(24) 同旨菅野『軍法会議法』111 頁。田崎 21 頁は軍の安寧保持の必要性の認定は軍の司令権を有するものにあるという。なお、富山単治『軍法会議法論』巖松堂書店、1924 年 31 頁。

(25) こうした必要が条文に反映している軍法会議法をもう少し見ておこう。

陸軍軍法会議法第 427 条第 1 項第 2 項によると、判決は、その告知の時から 3 日をもって確定する。他方、旧刑事訴訟法（1922 [大正 11] 年）第 395 条は 7 日をもって確定する。なぜ軍法会議法の判決確定の日数が少ないのか。その理由として、改正以前の軍法会議法に即してであるが「軍事裁判は審判及其の確定共に迅速を旨とする主義」（田崎 828 頁）があったからといわれる。また、なぜ軍法会議法第 418 条は「上告」だけを認めていて旧刑事訴訟法第 394 条の定めていた「控訴」を認めていないのか。その理由として、「蓋し軍裁判の重んずる所は一旦言渡した裁判は迅速に之を執行し之を変改しないにあるのみならず、現在の軍制の下に於て控訴軍法会議を設けるとすれば法の精神とする裁判権と司令権との一致を犠牲に供するに非ざれば不可能であるから」（日高 99 頁）といわれる。さらに、軍法会議による死刑判決の場合にはその確定後に陸軍大臣に訴訟記録が差出され（軍法会議法第 503 条）、大臣が死刑執行を命令したときは 5 日以内に執行される（同第 504 条）。実際には、大臣の命令をいちいち待っているわけではなく、特

出てくるといわざるを得ない。それゆえに、領事は占領地における安寧保持の必要や軍紀の厳肅維持の必要の優位を意識させられたであろう。

したがって、常人すなわち民間人を陸軍の規律統制の下に置くことになる前提として軍法会議の特殊性が浮かびあがる。このことは、軍法会議の本質にかかわる。なぜなら、軍法会議といっても本稿で問題となっている地域は帝国外であるので、その事情にかかわる軍法会議の性質が検討されるべきだからである。

#### 第4項 臨時軍法会議

陸軍軍法会議法第8条によって、軍法会議が三つに仕分されていることは重要な情報である。すなわち、①「常設」の軍法会議である高等軍法会議、軍軍法会議、師団軍法会議（同第8条第1項）。②戒嚴の宣告あった時の合囲地境における合囲地軍法会議（同第2号）。③「戦時事変ニ際シ編制シタル陸軍ノ部隊ニ必要ニ因リ……特設」される臨時軍法会議（同第3号）。そうすると、本稿で扱われるべき軍法会議は③の臨時軍法会議である。かかる戦時事変の必要に基く軍法会議は「部隊ノ首長」すなわち「長官」の判断に規定される。すなわち

軍法会議が司法機関だからといって「軍ノ行動ト関係ナク自己ノ機能ヲ営ムコトハ到底許サレザル所」であるから、「軍ノ根柢、就中其ノ統帥權ト国ノ司法權トノ相互独立性ヲ侵犯スルコトナク之ヲ調整スル原則トシテ統帥權又ハ軍政權ヲ掌握スル部隊長〔長官〕ヲシテ其ノ職名ヲ以テ裁判ノ独立ヲ害セザル範圍ニ於ケル軍法会議ノ訴訟上及訴訟外ノ手續ノ実行ヲ主宰セシムル」<sup>(26)</sup>。

言い換えるなら、軍法会議の前提には二つの要点がある。一つには、明治憲法第57条第60条が天皇に根柢を有する司法権の行使のための特別裁判所を「法律」で定めるといい、そのようなものとして軍法会議法に根柢のある軍法会議が設けられる。そして、陸軍省官制（1908〔明治41〕年勅令314号）などによってその司法行政が行われる<sup>(27)</sup>。もう一つには、明治憲法第11条第12条の天皇の統帥権と

---

設軍法会議が死刑を言渡した場合には、陸軍大臣の職務は長官すなわち部隊の司令官が行う（同第508条）。そして、死刑執行は、銃殺の方法により（陸軍刑法第21条）検察官と録事の立ち会いの下監獄の長が銃手をして射殺せしむるが、司令官は、監獄の長の申請によって兵員に出場を命ずることができる（陸軍軍法会議法第505条）。

(26) 菅野『軍法会議法』26頁。

(27) 日高38頁。

陸海軍編制に根拠のある「軍政又ハ軍令」を掌握する「部隊長」（長官）がその軍法会議を「主宰」する<sup>(28)</sup>。したがって、長官が軍の根拠である統帥権と国の司法権との調整をはかるのだから、民間人はその調整の裁量の下に置かれる。

## 第5項 軍律審判

ところで、たしかに、軍法会議と同じように、「軍律審判」もまた民間人をその審判の対象とすることができる。しかし、軍律違反ではない李元大の上に軍律審判の特徴が直接反映するわけではないからここで彼との関係で検討する必要はない。だが、軍法会議以上に権力行使の側面が現れ得るものがあつたことを理解しておきたいので、詳細は別の機会に譲ることとして、軍律審判について以下簡単に取り扱っておこう。

### (1) 統帥権の顕現

なぜそれは権力行使を強める機会となつたのか。それは統帥権を行使する部隊長・長官の本質が顕現する機会だったからである。

「軍法会議ハ又之ヲ所謂軍律（軍令）審判機関ト區別セザルベカラズ。後者ハ国際法ノ根拠ノ下ニ（陸戦条規 42 以下）戦争事変等ノ場合戦地又ハ占領地ニ於ケル行政作用ノ一部トシテ治安維持ノ為軍ノ指揮官ガ其ノ権限ヲ以テ設置スル機関ナリ。従テ司法機関ニ非スシテ純然タル統帥機関ニ属ス。而シテ軍律審判ノ対象タルハ戦地又ハ占領地ニ在ル帝国ノ刑罰法令ノ適用ヲ全部又ハ一部受ケザル者（必ズシモ相手国人民又ハ第三人ニ限ラズ帝国臣民ヲモ包含ス）ノ我法規上犯罪トセザル行為ニシテ、軍作戦乃至安寧ニ危険ナルモノヲ原則トスベシト雖モ、既ニ我法規ニ於テ犯罪ト為ス行為モ亦軍律ヲ以テ別箇ニ罰スルコトヲ妨ゲズ」<sup>(29)</sup>。

そのように、統帥権を担う軍隊が、軍律によって、既存の刑罰法令による権力の制約を突破する。そうであれば、仮に、もし軍律違反なら、李元大を領事裁判でとらえるか軍法会議でとらえるかはもはや議論の対象でないだろう。

### (2) 軍法会議と憲兵

軍法会議と憲兵の関係についても検討が必要に思われる。

---

(28) 菅野『軍法会議法』同頁。

(29) 同上。



軍法会議の捜査機関の中心をなすものは検察官である（軍法会議法第 67 条「検察官ハ長官ニ隷属シ捜査ヲ為シ公訴ヲ行フ」）。検察官の捜査のために「補佐官」<sup>(30)</sup>として働くのが「陸軍司法警察官」または「司法警察官」（同第 72 条）である。「陸軍司法警察官」とは「憲兵」である<sup>(31)</sup>。たしかに、同第 73 条第 1 項は「憲兵ノ将校、准士官又ハ下士ハ陸軍司法警察官トシテ捜査ヲ為ス」と明記している。

北支那方面軍における捜査に関する実例をみよう<sup>(32)</sup>。

「竹澤検察官ハ天津河北憲兵分遣隊長ヨリ左記被告事件ヲ受理シ軍司令官及陸軍省法務局長ニ報告ス

天津市南馬路李家大院 21 号

軍律違反 晏伯英 外 10 名」

すなわち、検察官は憲兵分遣隊長から「軍律違反」に関する被告事件の調査報告を受理している。

そこで憲兵令／憲兵条例（1898〔明治 31〕年勅令 337 号）<sup>(33)</sup>第 1 条によると、憲兵は主として軍事警察を掌り兼ねて行政警察と司法警察を掌るから、捜査だけでなく、北支那方面軍が 1937 年に定めた軍令に即していうならば、憲兵は「軍律」<sup>(34)</sup>に基く「軍罰」<sup>(35)</sup>の執行も行う。

そして、軍罰には「死、監禁、追放、過料、没収」とあるが、その監禁は「囚禁場ニ拘置シ定役ニ服セシム」<sup>(36)</sup>ことによって行われる。注目したいのは、「第 14 軍」<sup>(37)</sup>囚禁場規則（1941〔昭和 16〕年）<sup>(38)</sup>がいろいろな部隊で広く使われた「囚禁場」の言葉を使っていることではなく、この規則が 6 カ条の条文と附則を持っていることである。例えば、囚禁場とは、「軍法会議所管ノ既決ノ囚人」、「被告人」、

(30) 田崎 102 頁。

(31) 田崎 103 頁。

(32) Ref. C04120389500, 0338.

(33) 憲兵令／憲兵条例、1898〔明治 31〕年勅令 337 号、『官報』第 4626 号 299 頁。官報では「憲兵条例」とあるが、ときとして単に「憲兵令」といわれる。憲兵条例について詳しくは後述する。

(34) 北支那方面軍軍律（Ref. Ref. C04120049000, 0295）。

(35) 北支那方面軍軍律審判規則第 8 条（Ref. C04120049000, 0300）。

(36) 北支那方面軍軍罰令第 4 条（Ref. C04120049000, 0297）。

(37) フィリピン方面を作戰地域としたのが第 14 軍で、後の第 14 方面軍である。山下奉文が最後の司令官である。

(38) 第 14 軍囚禁場規則（Ref. C13071909300, 1925; Ref. C14020741900, 1231）。

「労役場留置者」を拘禁留置するものである（同第2条）。そして、同規則は、囚禁場の事務を取る職員を定め、その「囚禁場長」としては憲兵将校を当てている（同第3条）。その他、囚禁場の衛生、法務官による囚禁場の巡視（同第5条）、陸軍監獄令及び同施行細則の準拠（同第6条）がいわれる。準拠がいわれる陸軍監獄令（1908〔明治41〕年）は陸軍軍人の拘禁に関し、陸軍監獄令施行細則（1908〔明治41〕年）<sup>(39)</sup>は全149条からなっていて、監獄法施行規則（1908〔明治41〕年）全182条<sup>(40)</sup>にならったものである<sup>(41)</sup>。いずれにしる、軍法会議法による軍人などの刑の執行は陸軍監獄に於て執行されるから、陸軍監獄のあり方と囚禁場のあり方の接近が起り、前者の内容の低下が起ったかもしれない<sup>(42)</sup>。

(39) 陸軍監獄令施行細則、1908〔明治41〕年陸軍省令第17号、『官報』第7578号600頁以下。

(40) 監獄法施行規則、1908〔明治41〕年司法省令第18号、『官報』第7490号371頁以下。この監獄法施行規則は数次に渡り改正されて現在に至る。

(41) 監獄法施行規則と陸軍監獄令施行細則を見比べると、前者にあった司法大臣への情願（同規則第4条）が後者ではなくなるが、しかしながら後者でも巡閲巡視の官吏への情願（同細則第5条）は残っている。そして、前者では巡閲官吏情願を審査したときは「自ラ裁決」し情願簿にその要旨を記載し（同規則第7条）、その裁決は典獄速かに本人に告知しなければならない（同第8条）。行政争訟のまだ普及していなかった時代にかかる裁決が実定法の中に入ってきたことは注目される。そして、後者ではその裁決自体が規定されていないから、国民の権利保障の発達史では未だそこに至っていないことが見て取れる。しかしながら、全体的に陸軍監獄令施行細則もまた国民の権利保障の要請を映し出したに違いない。

さらに付言するなら、朝鮮監獄令施行規則（1912〔明治45〕年）全182条（「朝鮮監獄令施行規則」：第14輯「民事刑事監獄」第3章「監獄」第1款「監獄令」『朝鮮法令輯覧』朝鮮総督府編纂、巖松堂1916〔大正5〕年、295頁以下）を見ると、それは、朝鮮総督への情願を定め（同規則第4条）、巡閲官吏による「自ラ裁決」をする（同規則第7条）など監獄法施行規則に極めて似ている。そのために、朝鮮監獄令施行規則と監獄法施行規則との文字面の類似をもって実質も同じであったと断言していいかどうかは問である。例えば、神社参拝を拒否して逮捕され平壤刑務所に服役した安利淑『たといそうでなくても』待晨社、1972〔昭和47〕年は、同刑務所が「警察署の留置場よりははるかに清潔」（261頁）だが、6年間の「南京虫とひもじさ」（264、272頁）、「ひどい拷問と飢餓と寒さ」（253、582頁）と戦った女囚としての刑務所生活の体験を詳しく描写している。そのために、にわかには朝鮮監獄令施行規則のいう通りには思えない。おそらく、同様のことは、監獄法施行規則の場合にもあてはまるに相違なく、今後調査が必要であろう。

(42) 軍律は、北支那方面軍軍律第1条がいうように、「日本軍作戦地域内又ハ兵站地域内ニ在ル帝国臣民以外ノ人民」に適用された。が、同時に、「帝国臣民」にも適用されたといわざるを得ない。というのは、軍律の中には「本軍律ハ第14軍ノ占領地内ニ在ル凡テノ人民ニ之ヲ適用ス」（「第14軍軍律」第1条、Ref. C1402071900, 1221）というように「帝国臣民以外ノ人民」の絞りがかかっていないものがあるからである。また、「本軍律ハ南方軍ノ

作戦地域内ニ在ル者ニ之ヲ適用ス／帝国臣民ニ対シテハ帝国ノ法令ニ依リ処罰スルコト能ハザル場合ニ限り本軍律ヲ適用ス」(「南方軍軍律」第 1 条、Ref. C14020744000, 1442。陸軍ではなく海軍にかかわるが、南西方面艦隊軍律第 1 条も同旨、Ref. C14020743800, 1427) というものもあるからである。そして、南西方面艦隊法令第 3 号別紙によると一般邦人犯行処罰規程第 1 条は次のようにいう。「南西方面艦隊ノ占領地域ニ於テ一般帝国臣民(海軍軍法会議法第 1 条ニ掲ケル者ヲ除ク)ノ犯シタル帝国刑罰法令違反ノ行為ニシテ海軍軍法会議法第 6 条ニ依リ処理シ得サルモノニ付テハ軍律會議ニ於テ軍罰ヲ科ス」。

たしかに、李元大の場合には、すでに述べたように、軍律のかかわりの分析は必要がないから、上述した軍律の一般帝国臣民への適用例のような検討はしない。すでに述べたように、軍法会議のかかわりがはっきりしたからである。

ところで、李元大と直接かかわらないとしても、軍法会議と軍律審判との関係はあまりはっきりしないので少し述べておこう。

①「本規則ニ定メナキ事項ハ陸軍軍法会議法中特設軍法会議ニ関スル規定ニ依ル」(北支那方面軍軍律審判規則第 10 条) というように、特設軍法会議に関する規定が軍律審判には準用される。この例は多いようである。軍法会議と軍律審判とは無関係ではない。

②軍法会議は、長官としての司令官の下に(陸軍軍法会議法第 10 条)、裁判官たる判士と法務官(5 名、内 1 名は裁判長)で構成される(同第 47 条)。檢察機関としては長官に隸属し公訴を行う檢察官がいる(同第 65-67 条)。陸軍司法警察官すなわち憲兵は檢察官の捜査の「補佐」をする(同第 72-73 条)。さらに録事がいる(同第 31 条)。他方、軍律審判は長官としての司令官の下に(北支那方面軍軍律審判規則第 3 条)、軍律會議は審判官 3 名(内 1 名は法務官、将校 2 名)で構成される(同第 5 条)。そこに檢察官と録事が列席する(同第 6 条)。その裁判手続きに関して次のようにいわれる。「軍律會議の裁判手続きに関しては規定せられたものは何もなく特別の指令ない限り情況に適合する様に軍司令官自ら規定するものである。／昭和 17 年 7 月陸軍次官通牒で軍法會議法中特設軍法會議の規定を準用する様に指示してゐる」(資料は二つある。「軍律に関する研究」(1946 年 6 月 1 日法務調査部第二課、Ref. C13070900300, 0726)と「空襲軍律に関する研究」(1946 年 6 月 7 日第 1 復員省、Ref. C13070900400, 0735。前者は後者の素案に当る。)そして、特設軍法會議に関する「特例的主要規定」5 点(司令官を長官とすること、管轄権、戦時事変における「陸軍の部隊が必要に因り」特設する臨時軍法會議、審判機関、訴訟手続)に言及する。しかし、重要なことにはこれら 5 点にかかわることは「準用」をいわれるだけであり適用を命じられているわけではない。それゆえに、軍律會議では、手続きはすべて「情況」に適合するように軍司令官が決めるので、軍法會議以上に軍司令官の軍律審判に関する統帥権の側面が強く現われる。しかし、司令官のかかる強い権限が檢察官の補助機関である憲兵の上にとどのように反映するかは不明であるとしかたない。

司令官の強い権限は、支那派遣軍総司令官畑俊六による 1942 年 7 月 25 日の「支那ニ於ケル敵性国人ノ裁判ニ関スル件」(Ref. C04123810400, 0380)の軍令に見られる。この軍令は、第 1 条において、司令官が「上海ニ支那派遣軍涉外審判所ヲ設ク」という。そして、第 2 条では、涉外審判所は「敵性国人ノ軍律違反事件以外ノ被告事件」を裁判するとあり、第 3 条では司令官がその長官となる。そして、第 4 条では、審判官として司令官が任命した「領事官」を当て、檢察官などには司令官の任命した領事館員もしくは領事館警察官を当てるとある。しかし、領事官は、外交官及領事官官制(1890〔明治 23〕年勅令 257 号、官報第 2195 号 281 頁)第 4 条によると「奏任」官である。それゆえに、司令官が「領事官」を審判所担当に任命できるものかどうかが問われる。

さて、元の課題に戻って考えると、参考資料 A にある「憲兵隊監獄」という言葉には憲兵隊と監獄という二つの言葉が明らかに複雑に絡んでいる。すなわち、監獄は、監獄法（1908〔明治 41〕年）によって、受刑者その他を収容する刑事施設であった。他方、陸軍監獄令第 5 条は、「各隊ノ営倉及陸軍憲兵隊ノ留置場ハ之ヲ陸軍監獄ニ代用スルコトヲ得」といつていた。そうすると、「憲兵隊監獄」とは陸軍憲兵隊の留置場を指す通称的な表現ではないかと考える。

## 第 6 項 韓国併合の影響

朝鮮人にかかわって陸軍刑法や陸軍軍法会議法では根本的にはなにか問題か。それは、朝鮮人は韓国併合により日本人として取り扱われるので、捕虜の扱いはなかったことである。その結果、李元大が捕虜の扱いを求めても無理なことであった。この種の最初の事件は、安重根が伊藤博文を殺害したとき、国際法における捕虜の扱いを要求したことの中に見られる。旅順地方法院は刑事犯として判決を下した<sup>(43)</sup>。つまり、捕虜を扱う国際法上の事件ではなく地方法院の扱う国内法の事件に押しとどめようとする傾向が安重根の場合に現われた。この判断が、歴史的には朝鮮人の日本軍に対する軍事的行為による抵抗の事件を単なる国内法の刑事事件に終わらせているのである。

しかしながら、尹奉吉が 1932 年 4 月 29 日天長節（天皇誕生日）の上海新公園における官民合同祝賀式の壇上にいる白川大将他に爆弾を投擲して殺害しようとした事件と安重根の裁判を比較すると法学的には少し違う面が現われる。というのは、安重根の場合には、租借地における旅順地方法院の判決であったが、尹奉吉の場合には、上海は租界であったから日本の地方法院は存在しなく、上海総領事館

---

③なぜ戦後になって上述した「空襲軍律に関する研究」がとりあげられたか。それは、1945 年 5 月 14 日の名古屋空襲で捉えられたアメリカ軍機搭乗員 11 名が第 13 方面軍軍律会議によって処刑されたことによる。そこで、日本の軍律の根拠といわれたものは 1942 年内地で初空襲をした敵搭乗員処罰に対処した陸密第 2190 号（Ref. C13070900100, 0707）である。ここでは「俘虜」の取り扱いと軍律会議の裁判手続きが問われた。第 13 方面軍軍律会議の関係者は BC 級戦犯裁判で有罪（1 名は死刑）となった。この事件について北博昭『軍律法廷』が日本側の判断の是非を詳しく分析しているが裁判の判決の検討はないので、軍律に関する研究がなお必要であろう。

(43) 関東都督府地方法院 1910 年 2 月 14 日判決、『倉知出張訊問』p394 頁。市川正明編『安重根と日韓関係史』原書房、1979 年 491 頁。詳しくは笹川『憲法の国際協調主義の展開』敬文堂、2012 年 266 頁以下参照。

が日本人としての朝鮮人に対して裁判権を有したからである。

そうすると、尹奉吉事件の場合、上海総領事が予審を遂げたときには事件は長崎地方裁判所に係属するはずである。その時には、地方裁判所において公開で時間がかかり、朝鮮人による天長節の爆弾事件による殺傷事件という衝撃的な事件が世間の注目を集める、警備の手薄さを露見させる、おそらく、これらもろもろのことから、非公開で迅速な裁判を行うことが政府には得策に思われたであろうから、すでに述べたように領事官と逮捕取調べをする憲兵との間で協議があり得たわけだから、尹奉吉の取り扱いについて領事館と憲兵との間で協議が行われて軍法会議が裁判をすることになったに違いない<sup>(44)</sup>。これは領事官の職務に関する法律と当時の刑事訴訟法とによるならあながち違法ではない。しかしながら、軍法会議の尹奉吉事件へのかかわり方として見ると、陸軍刑法と軍法会議法のどの条文において軍法会議のかかわり方は正当化されるか。

実際上海派遣軍軍法会議 1932 年 5 月 25 日「爆弾事件犯人尹奉吉に対する判決」<sup>(45)</sup>は、刑法の殺人罪や同未遂罪ではなく爆発物取締罰則違反のゆえに尹奉吉

(44) 報道管制は厳しかったらしい。事件は 4 月 29 日に起きたのに、新聞発表が「号外」で行われたのは 5 月 6 日である (Ref. A03023776600)。そして、「上海爆弾犯人に関し上海に於ける出先官憲は協議の上本 6 日午後 3 時」に事件が発表されたといわれる。この出先官憲が何かは明示されていないが、しかし、「犯人は警備官憲に於て即座に逮捕之を憲兵隊に留置し一応尋問の上既に軍法会議に予審」を請求したとあるから、裁判に直接かかわる官憲とは、捜査する憲兵隊、軍法会議の担い手となる上海派遣軍、上海総領事であっただろう。そして、これら 3 者が「協議」しているに相違ない。参照金学俊著李琇恒編河田宏監修朴淳仁訳『評伝尹奉吉—その思想と足跡—』彩流社、2010 年 230 頁。なお、『戦場の軍法会議』NHK 取材班・北博昭著、2013 年は、通常の裁判所による裁判があり得たというのはその通りである。が、すでに本文中で述べたように、裁判権の競合の場合には、軍法会議もまた裁判権を主張できた。当時の法令の解釈としては刑事交渉法による先著手優先があったからである。そのために、たしかに通常裁判所による裁判という法治主義は後退するが、しかし、軍隊の力が強くあったことを考えると、裁判権の競合に関する「協議」が軍法会議に傾くこともあったということである。

(45) 「判決書」は「梅軒史料 判決文と遺書」社団法人梅軒尹奉吉義士記念事業会、〔作成年不明〕所収による。この「判決書」とは別に、村井上海総領事から齋藤實外務大臣宛に報告された「虹口公園爆弾事件犯人尹奉吉に対する判決書」(Rer. C05022017600, 0598)がある。内容に相違があるわけではないが、前者には形式的に独自の記述も見られる。すなわち、それは、「判決書」という表題で始まる判決内容の記述の前に、「昭和 7 年 6 月 20 日付在上海村井総領事発信齋藤實外務大臣宛報告要旨／爆弾事件犯人尹奉吉ニ対スル判決」という頭書である。なお、アジア歴史資料センターでは、1932 年 7 月 8 日付で外務次官有田八郎名で海軍次官齋藤尚徳への判決書写が送付され、それが軍務局法務局軍令部に供覧されているだけでなく、上海総領事村井倉松から外務大臣齋藤實宛に判決写を送付

を死刑に処している。そうすると、軍法会議が優先的に扱うべき陸軍刑法の罰条が判決文には見えないのである。そのために、事件を軍法会議で速かに処理しようとした政治的意図が現われている。

それゆえに、話を元に戻すと、李元大を取り扱った軍法会議の場合には、陸軍刑法のスパイ罪のかかわりが表面化している。そうすれば、尹奉吉の場合と同じ軍法会議ではあっても政治的意図が表面化しているとはいえない。いわば淡々とスパイ罪が適用されたのではないかと思う。それだけ朝鮮義勇隊に対処しようとしている日本の軍隊の方針が強く感じられる。

たしかに、国内法違反で裁かれれば、侵略に対する抵抗権は議論にならないだろう。しかし、有罪とされた理由を再吟味することは後世に残されている。その吟味を通して、抵抗した者の内側の論理を破る国家の論理は何であったかを確認できる。これによるなら、李元大にしろ安重根・尹奉吉にしろ、そこには法の議論がつかぬかれるよりも国家の政治的な判断と政治的な軍隊の権力行使の議論が優先する様子が見えてくる。このことを知るだけでも法学的な研究に意義はあると考える。実にささやかと思われる向きもおられるであろう。

## 第7項 有罪判決文の所在不明

以上によってなぜ李元大が銃殺されたかが法学的には説明されたと思うが、それでも軍法会議の判決自体は手元にないからその説明はあくまで解答者の推測にとどまる。言い換えるなら、現在ある歴史的情報を基にどこまで合理的に推測できるかが課題である。

そこで日本国内でその判決文が存在しないかどうか問われる。外務省外交史料館、防衛研究所図書館、アジア歴史資料センターではその判決は見つからない。敗戦に伴う戦争責任追及を恐れる当時の政府は重要書類の焼却を諸方面に命じた結果、多くの書類が消失したので、軍法会議の判決はなくなっている。

『陸軍軍法会議判例集』（第4巻）、松本一郎編纂、緑蔭書房、2011年、589頁以

---

する報告書を諸方面に送付する様子も閲覧できる（Ref. C05022017600, 0595-0596）。しかし、有田の判決送付には「梅軒史料」に附属する「遺書」と題する関連資料はない。なお、尹奉吉事件を分析した貴重な論稿として、石村修「『尹奉吉事件』軍法会議判決」『専修大学今村法律研究室報』No. 49、2008年3月10日1頁以下がある。

下に作成時の様子を残しているガリ版刷りの印刷物の複写が収録されている。その表題は「陸軍軍法会議廃止に関する顛末書」である。その解説は次のようにある<sup>(46)</sup>。

顛末書とは「昭和 23 年 9 月厚生省復員局法務調査部（当時）が作成した、陸軍軍法会議の後継裁判所に対する事務引継ぎ状況の記録と、軍法会議関係書類、関係法令等を収録した謄写版印刷の冊子である。多数の別紙・別表が含まれて」いる。

そして、後継裁判所として「外地軍法会議に就いては東京刑事地方裁判所が夫々指定された」<sup>(47)</sup>とある。この東京刑事地方裁判所とは今日の東京地方裁判所である。

その顛末書の中に横長の「陸軍軍法会議引継書類一覧表（外地）」がある。李元大のかかわる軍隊は北京に所在した北支那方面軍であろうと思われる<sup>(48)</sup>。そこで、中華民国地域にあった臨時軍法会議 14 個の内の一つとして北支那方面軍臨時軍法会議を掲げておこう。特に、その引継書類の中に「開設以来の判決原本 15 冊」という記載がある。残念ながらこの情報は、顛末書のいわば表書きに関するものであって、実際に存在することを保障するものではない。今後李元大の判決が発見されることを願うばかりである。

## 第 2 章 金学鉄に即して

### 第 1 項 憲兵隊に留置の理由

#### (1) 憲兵隊：石門と北京

金学鉄を取り上げるに際しいくつか述べておこう。まず李元大に対する憲兵隊<sup>(49)</sup>のあり方は重要なポイントである。

(46) 『陸軍軍法会議判例集』（第 4 巻）683 頁。

(47) 同上 604 頁。

(48) 『旧帝国陸軍編制便覧』第 3 巻、大内那翁逸・津野田喜長共編、大内出版、2004 年 11 月（＝『旧帝国陸軍編制便覧』）15 頁以下。

(49) 瀧瀬厚『憲兵政治 監視と恫喝の時代』新日本出版社、2008 年を全体的に参照する。全国憲友会連合会編纂委員会編『日本憲兵正史』研文書院 1976 年と『続・現代史資料』（6）高橋正衛編『軍事警察 憲兵と軍法会議』みすず書房 1982 年も参考とした。

「憲兵条例」1881〔明治14〕年太政官達第11号<sup>(50)</sup>第1条によると、憲兵は「陸軍兵科ノ一部」に属し、「憲兵条例」1889〔明治22〕年勅令第43号<sup>(51)</sup>第1条によると、憲兵は「陸軍大臣ノ管轄」に属し、職掌としては、軍事警察、行政警察、司法警察の三つに分かれる。その中で、軍事警察は陸海軍大臣に「隸」するすなわち指揮を受ける（同第2条）。司法警察は司法大臣に「隸」する（同）。さて、その憲兵組織としていえば、戦地の憲兵隊は現地軍司令官の下に置かれる。李元大と金学鉄のかかわる憲兵隊は、北支那派遣憲兵隊司令官<sup>(52)</sup>の下にある北京憲兵隊と石門憲兵隊である（インターネット：石門憲兵隊、北京憲兵隊）。そして、石門憲兵隊は1943年8月26日北京憲兵隊石門分隊に「降格」される（同）。したがって、李元大と金学鉄のかかわる時期の憲兵隊は「降格」直前における北京と石門との間で微妙な関係にあったであろう。

思うに、憲兵隊は収容するために李元大を石門憲兵隊に移し、軍法会議となると李元大を石門から北京にあった北支那方面軍に移したのではないか。それは北支那方面軍臨時軍法会議<sup>(53)</sup>であろう。石門には北支那方面軍直属部隊として第110師団、独歩第2旅団<sup>(54)</sup>が駐屯していたが、軍法会議はそこにはなかったからである。

他方、石門憲兵隊に拘束されていた金学鉄は、軍法会議にかけられないなら石門憲兵隊に留めおかれる。それゆえに、問われるのは、金学鉄はどんな理由で石門憲兵隊に拘束されていたかである。

## (2) 金学鉄と李元大の会話

李元大に即して設問を整理して検討したので、金学鉄の検討は比較的容易になる。

金学鉄の逮捕された経緯としては、大村『中国朝鮮族文学』<sup>(55)</sup>によると、彼は、尹奉吉に傾倒していた<sup>(56)</sup>。太行山にある元氏県胡家荘における戦闘による負傷が原因で1941年12月に逮捕された。元氏県も河北省の中にある。石家荘は石門と呼ばれていた。金学鉄は逮捕されて胡家荘から石門の「憲兵隊の分遣隊にまわされ

(50) Ref. C13070665900, 0162.

(51) 「憲兵条例」1889〔明治22〕年勅令第43号、『官報』第1721号297頁。

(52) 秦郁彦編『日本陸海軍総合事典』第2版、東京大学出版会、2005年423頁。

(53) 「陸軍軍法会議廃止に関する顛末書」における「陸軍軍法会議通称号及所在地対照表」の「在中華民國の部」参照。

(54) 『旧帝国陸軍編制便覧』第1巻22頁参照。

(55) 大村『中国朝鮮族文学』364頁。

(56) 同上356頁。



た」のかもしれない。汽車に乗せられ石家荘の憲兵隊にあずけられて、憲兵隊司令官の物置のようなところに入れられそこで治療を受けた。この憲兵隊は石門憲兵隊にはかならない。そして、金学鉄は歩けるようになって庭に出たところで、軍官学校の同窓生李元大（馬徳相、馬徳山）とあまり親しくない金石溪にあった。ここで山本憲兵曹長は3人になにこっと笑って、そこで語り合えとばかりに行ってしまった。そして、逮捕された経緯が話し合われた。彼には理由は分からないが、李元大は君は死刑にならないといった。金学鉄は、李元大がやがて北京に移送されるという紙片を雑役から受取った<sup>(57)</sup>。

大村『中国朝鮮族文学』によると<sup>(58)</sup>、金学鉄は「領事館に移送された。罪状が治安維持法違反なので、憲兵隊の扱いではない。領事館はきれいだった。そこで何カ月かいたが、予審が始った。予審刑事についていた女秘書が抹茶をもってきてくれた。彼らも私の経歴が分かっている大事な扱ってくれた。」

そして、参考資料[B]によると、この予審の後ではないかと思うが、石家荘で半年を過ごしてから北京へ再び移送され、後に釜山を経由し1942年に長崎に移送された。しかし、大村『中国朝鮮族文学』368頁は、金学鉄が「1943年4月30日に長崎に着いた」というので移送に時間のずれがある。後述するように、後者の時間が適切に思える。

## 第2項 予審終結決定と判決

長崎地方検察庁には金学鉄の裁判関係の資料は残っていないが、『思想月報』<sup>(59)</sup>には石門日本帝国総領事館領事脇屋寿夫名による1943年4月9日付の金学鉄と洪性杰に対する予審終結決定と同事件に対する1943年6月14日付の長崎地方裁判所の判決が収録されている。そして、後者の判決につけられたコメント<sup>(60)</sup>では「昭和18年6月22日確定した」とある。長崎地方裁判所において判決が下された事情は、すでに述べたように、領事官の職務に関する法律第9条による。

(57) 同上 365-367頁。

(58) 同上 367頁。

(59) 『思想月報』第101号（1943年3・4月合併号）65頁以下に予審終結決定が、そして、同103号（1943年6月号）97頁以下に長崎地方裁判所判決が収録されている。そして、大村『中国朝鮮族文学』401頁以下に『思想月報』から同予審終結決定と判決が転載されている。

(60) 『思想月報』第103号（1943年6月号）97頁参照。

そこで、李元大の場合と異なって金学鉄の事件は予審終結決定と判決に即して検討できる。

すでに述べたように、金学鉄が、石門総領事館で取調べられ予審終結決定を受けているということは、軍法会議の審理を受けていないことを意味する。そのために、金学鉄は陸軍刑法の犯罪を犯したとは思われていない。したがって、領事館警察によって取調べられた。しかし、憲兵隊の分遣隊にまわされたという位であるから、憲兵の司法警察もまた金学鉄を取調べていたであろう。そこで、軍法会議か領事かの割り振りが行われたものと思われる。

それでは予審終結決定はどのように金学鉄をとらえたであろうか。すなわち、

被告人金学鉄は、朝鮮の独立を目的とする朝鮮民族革命党なる結社が存在し、「同党が革命的手段に依り朝鮮をして帝国の統治権の支配を離脱せしめて独立国となし以て我国体を変革せんことを目的とする結社なることの情を知り乍ら」加入した。同党は、黨員をもって「義勇隊」を編成し、被告人は「情を知り乍ら」それに加入し、また共通目的をもつ華北朝鮮青年連合会にも加入し、その目的遂行のための所為をなした。かかる加入と所為とは、昭和16年法律治安維持法第1条後段に該当するに足るべき嫌疑あるものと思料し、主文の如く本件を長崎地方裁判所の公判に付す。

たしかに、1941年改正治安維持法第1条は次のようにいう。

「〔C〕 国体を変革することを目的として結社を組織したる者又は〔D〕 結社の役員その他指導者たる任務に従事したる者は死刑又は無期若しくは7年以上の懲役に処し〔E〕 情を知りて結社に加入したる者又は〔F〕 結社の目的遂行の為にする行為を為したる者は3年以上の有期懲役に処す」。〔C〕〔D〕〔E〕〔F〕は解答者の付加

したがって、この条文は、人的側面では、国体変革の結社の組織者（〔C〕）、結社の役員など（〔D〕）、情を知って結社へ加入した者（〔E〕）、結社の目的遂行者（〔F〕）の四つに人を区別している。そして、刑罰的側面では、死刑無期懲役7年以上（〔C〕〔D〕）と3年以上の有期懲役（〔E〕〔F〕）とに区別している。したがって、予審終結決定は、金学鉄の行為を結社への加入と目的遂行の所為においてとらえているので、刑罰は懲役3年以上となる。

### 第3項 刑罰：治安維持法か刑法か

長崎地方裁判所は、予審終結決定の認めた治安維持法第1条後段の結社への加入を維持しながらその立ち入らなかつた「目的遂行の為」の行為を膨らませた。その結果、金学鉄の「各方面に於て蔣〔介石〕政権の軍隊と協力」したこと、支那民衆に対する「抗日意識を鼓吹」し前線日本軍には「反戦厭戦思想を宣伝鼓吹」し「敵国たる蔣政権に軍事上の利益を与へ」たこと、こうしたことをもって「敵国に軍事上の利益を与えた」行為は刑法第86条に該当するといった。

現在の日本国憲法の下では廃止されているが、当時の刑法第2編第3章外患罪の一つで外患援助罪とか利敵行為罪とかいわれる刑法第86条は、「敵国に軍事上の利益を与へ又は帝国の軍事上の利益を害したる者は2年以上の有期懲役に処す」という。そして、治安維持法第1条後段も結社加入と結社の目的遂行で懲役3年以上を科すという。ところで、判決は刑法総則に属する第54条と第14条に注目する。すなわち、刑法第54条はいくつか連続する犯罪の場合重たい刑罰を認め、そして、刑法第14条は刑の「加重」の場合「20年」までの懲役を認める。そこで判決は、懲役2年以上の刑法よりも懲役3年以上の治安維持法を「最も重キ」刑を科すると評価して、懲役20年以下3年以上の範囲に入る懲役10年を科したのである。

したがって、参考資料〔B〕のいうように金学鉄は治安維持法で懲役10年の刑を受けた。予審終結決定は治安維持法で事件をとらえていたが、長崎地方裁判所は治安維持法違反と刑法違反の連続を踏まえて重たい刑罰の治安維持法で事件をとらえたことが明らかになった。

## 第3章 結びに代えて

### 第1項 刑罰の差と共通な抵抗

同時期にあった日本国内での朝鮮人の独立運動関係の事件にかかわる治安維持法違反事件と比べると、日本国内では治安維持法で例のない重い刑が金学鉄に科された。例えば、金光権一に対する治安維持法違反事件大阪地方裁判所判決1942年

12月9日懲役1年以上3年以下<sup>(61)</sup>。梁原剛一（梁麟鉉）に対する治安維持法違反事件京都地方裁判所判決1943年4月21日懲役1年6月<sup>(62)</sup>。長谷川在述（菊池甚一郎又は張在述）に対する治安維持法違反事件樺太地方裁判所判決1943年6月8日懲役3年<sup>(63)</sup>。そのように、一般に、日本国内の治安維持法違反事件に対する刑罰に比べて、朝鮮での同事件に対する刑罰は重たいといわれる<sup>(64)</sup>ことが立証されたわけである。本解答者の知るところでも、その判決の存在する数自体は日本の比ではないようである（日本でも数自体は相当知られているが<sup>(65)</sup>、実際にはそれほど判決は見れない）。そして、金学鉄事件に対する刑罰の重たさは、日本本土での裁判所の判決によることを考えると、特異であるというべきである。

そこで、設問の解答を以上のようにしたところ、李元大と金学鉄の受けた刑罰の相違は、それなりに法学的には合理的に説明出来たのではないかと考える。しかし、それは解答の一つの側面にとどまる。というのは、2人の日本の侵略に対する抵抗の側面ではその間に相違を見ることは出来なかった、抵抗の目的は同じだったからである。こういってはどうかであろうか。すなわち、日中戦争に伴って日本に対する朝鮮中国の抵抗が激しくなっていく、刑罰も厳しくなっていくであろう。しかし、力による抑圧は反発を強めていくものであって、人間の尊厳はそうにして現われる。本解答で取上げた二人は普遍的な人間性を指し示す貴重な例にはならない。

## 第2項 侵略の事実を前にして

学問的な問いへの応答はもちろん重要である。しかしそれと離れて、2人を巻き込んだ大きな日本の侵略の事実を思わざるを得なかった。なぜなら、設問で議論になった中国の石門あるいは石家荘には、直接扱えない大きなテーマがあることに気付かされたからである。そして、本稿に直接反映させることは出来なかったが、実際その学習に相当に労力が取られた。それは、石門俘虜収容所（労工訓練所）の存

(61) 同上第101号（1943年3・4月号）55頁。

(62) 同上第100号（1943年1・2月号）71頁。

(63) 同上第103号（1943年6月号）103頁以下。

(64) 萩野富士夫編『治安維持法関係資料集』第4巻、新日本出版社、1966年606頁。

(65) 法政大学大原社会問題研究所編『太平洋戦争下の労働運動』労働旬報社、1965年120-121頁の表第32と表第35参照。

在であった。そこではたくさんの人々が殺され、またそこから北海道の炭鉱の町赤平という私の郷里にもたくさんの中国朝鮮の人々が連れてこられていた事実と過酷な状況が分かった。そうすると、人間として今回の設問を取り巻く日本の侵略の歴史的事実に向き合うべきことを思い知らされた。そして、たしかに、他人事のできないものがあることを知ったことは私自身のための学びのわずかな歩みに過ぎないとしても、それにとどまらず、身近な人々と政府や国家の歴史認識はこれからの東アジア諸国民が平和に生きていく上では不可避な課題であると思わざるを得なかった。

歴史には警告や忠告の無数のシグナルが出されている<sup>(66)</sup>。しかし、侵略をした日本国家と政府はそこから汲み取るべきものがありながらそうできなかった。それは、東北アジアの無数の人々だけでなく日本人自身の悲劇であった。改めて今日の現実のさまざまな動きを意識せざるを得ない。

(明治大学法学部元専任教授)

---

(66) 北京駐在検事佐野茂樹報告「華北に於ける朝鮮人問題」『思想月報』第99号(1942年11・12月号)196頁以下は、日本の大陸における戦争の拡大と弾圧の厳しさにもかかわらず、もう一方では解決の見えない手詰まり感を示す。そこでは次のように率直な意見が出されている。すなわち、朝鮮義勇隊の華北の郷村の民衆に対する宣伝には「大分効目があるらしい」。そして、華北においても日本大使館の朝鮮課が朝鮮人の教化指導をしているがそれが「既に御用団体として民衆から離れ、寧ろその反発を買ってゐる実情にある」、華北には「故郷朝鮮から真面目に希望を有ってやって来る青年」を「正しく延ばすような、適切な就職の途も少なく、またこれを指導訓練するような機関もない、或はあるかも知れないが、朝鮮人自体に云はせると『無い』と云ってゐるから、少なくともその効果を挙げてゐるものはないのであろう」。